

原子力事業者防災業務計画の要旨
(大洗研究開発センター)

1. 目的

原子力災害対策特別措置法（平成 12 年 6 月 16 日施行）第 7 条第 1 項に基づき、大洗研究開発センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、これら計画の適性化を図る。

今般、東日本大震災の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法及び関係省令並びに防災基本計画が改定され、また、原子力災害対策指針等が策定されたことに伴い、新たに取り組むべき事項が提示されました。これらを踏まえ、原子力事業者防災業務計画を修正したのでその要旨を以下のとおり公表します。

2. 修正した日

平成 25 年 3 月 18 日

3. 主な修正内容

(1) 原子力防災体制の整備

機構対策本部の役割に関する記載の追記及び大洗研究開発センター現地対策本部体制の見直しを実施した。

(2) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

安全対策関連資機材及び点検頻度・保管場所について追記した。

(3) 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

原子力規制庁の緊急時対応センターに配備する資料について追記した。

(4) 原子力防災教育の実施

原子力防災教育の頻度・教育内容について追記した。

(5) 原子力防災訓練の実施

防災訓練実施後の評価、原子力規制委員会への報告及び要旨公表について追記した。

(6) 関係機関との連携

規制法第 64 条第 3 項（危険時の措置）に基づく対応について追記した。

(7) 通報、報告等の実施

通報・報告先の修正、通報及び報告を行った場合の記録の保存について追記した。

(8) 応急措置の実施

原子力規制庁の緊急時対応センターへの派遣要員を追記した。

(9) 緊急事態応急対策等の実施

自治体への派遣要員の修正、原子力規制庁の緊急時対応センターへの派遣要員を追記した。

(10) その他

所要の見直しを行った。

原子力事業者防災業務計画の概要

第1章 総則

防災業務計画の目的、用語の定義、計画の運用にあたっての基本的な考え方及び修正する場合の方法等について記載している。

第2章 原子力災害予防対策の実施

事業所の防災組織等の防災体制、原子力防災管理者等の職務、現地対策本部の設置及び解散等原子力防災組織の運営、放射線測定設備・原子力防災資機材・防災活動で使用する資料の整備、防災教育・訓練の実施、関係機関との連携等について記載している。

第3章 緊急事態応急対策等の実施

緊急事態が発生した場合の初期対応、応急措置の実施、原子力災害合同対策協議会との連携、原子力防災要員等の派遣について記載している。

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急事態解除宣言が出された後の復旧対策の実施並びに被災復旧のための原子力防災要員等派遣及び資機材貸与等について記載している。

第5章 その他

他の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、要請に応じて実施する支援措置について記載している。

以上